

療養病床等の転換意向について

令和元年10月
京都府高齢者支援課

1. 療養病床の再編に伴う介護医療院の創設

介護保険法の改正により、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「介護医療院」（新たな介護保険施設）が創設。＜平成30年4月1日＞

また、平成29年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設（介護療養病床）について、廃止の期限が6年間延長。

【介護医療院】

概要	要介護高齢者の長期療養・生活施設
類型	I型（介護療養病床相当）・II型（老人保健施設相当）
居室	1名あたりの床面積は、老人保健施設相当（8.0㎡/床） （大規模修繕を行うまでの間は、介護療養型医療施設（6.4㎡/床）の面積で転換は可能） ※多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備が必要

2. 介護医療院への転換

今期の府介護保険事業支援計画（2018～2020年度）では、以下の病床等のみ転換可能

- 医療療養病床
- 介護療養型医療施設
- 介護療養型老人保健施設（転換老健）

※新設、一般病床等からの転換は、今期の計画では認めない。

※転換に当たっては、

- ・介護療養型医療施設の施設基準、人員基準は概ねそのまま転換可
- ・療養病床等からの転換後1年間に限り報酬の加算あり
（2020年度末までの早期転換のインセンティブ）

※転換した病床は、2024年3月までは既存病床数に算入

3. 転換意向の概要（2019年10月現在）

＜京都府計＞

区分	現状 （2019年 3月31日）	転換意向等						2019年 10月1日 までに 転換 （累計）	2020年 3月31日 までに 転換 （累計）	
		介護医療院				現行 その他	未定			
		2019年 10月1日	2020年 4月1日	2021年 3月31日	2024年 3月31日					
医療療養病床	48 2,767						38 2,170	10 597	- -	- -
介護療養病床	22 2,200	15 1,814	5 474	7 1,056	2 194	1 90	2 138	7 248	6 940	13 1,996
介護療養型 老人保健施設	6 283	2 150	1 90	1 60			2 48	2 85	1 90	2 150

＜中丹圏域＞

医療療養病床	6 317						4 243	2 74	- -	- -
介護療養病床	2 23							2 23	- -	- -
介護療養型 老人保健施設									- -	- -

※上段施設数、下段床数

※1つの施設で床数を分けて転換する場合があるため、現状の施設総数と転換意向等は一致しない。

※2019年10月1日、2020年3月31日までに転換済数については、2018年度に転換した数を含む。